

●香川県告示第460号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成20年10月21日から同年11月4日まで西詫間漁業協同組合において縦覧に供する。

平成20年10月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 発起人の住所及び氏名  
三豊市詫間町生里10番地 三島 朝弘  
三豊市詫間町生里570番地 湊 茂  
三豊市詫間町生里649番地 大北 正明
- 2 加入区の名称  
三崎加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
西詫間漁業協同組合